

働き方改革

残業時間の
上限規制への
対応について
教えて欲しい。

ハラスメント
対応に必要な
対応策について
助言が欲しい。

相談窓口のご案内

中小企業の皆様にとって「働き方改革関連法」
改正への対応が急務となっています！

法改正に伴う
就業規則の見直し
などについて
相談したい。

兵庫働き方改革推進支援センターのアドバイザー
(社会保険労務士などの専門家)が、

「年収の壁・支援強化
パッケージ」について
知りたい。

事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、
就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の
活用などを含めたアドバイスを行います。

“経営者”と“従業員”の双方にとってメリットがある改革をするために、
ぜひ『働き方改革』相談窓口をご活用ください。

外国人雇用の
留意点や技能実習に代
わる新制度について
知りたい。

労働条件明示の
ルール変更について
備えておくことは？

効果的な採用や
定着のための方策に
ついてアドバイスが
欲しい。

原則

中小・小規模事業者に影響のある法改正

開催日時 **毎週火曜日 13:00~17:00** (・年末年始
・祝日除く)

※上記日程でご都合がお悪い場合は、事業所への出張相談もお受けいたします。
下記問い合わせ先までご連絡ください。

- パワハラ防止措置 (2022年4月施行)
- 改正育児・介護休業法 (2022年4月施行)
- 60時間超の割増賃金率の引上げ (2023年4月施行)
- 「建設事業」・「自動車運転業務」などで
時間外労働の上限規制(2024年4月施行)
- 労働条件明示のルール変更 (2024年4月施行)
- 技能実習に代わる新しい制度の創設

対象 **中小・小規模事業者**

開催場所 **姫路商工会議所 1階事務局内**

相談時間 **1事業者1時間**

申込方法 **お電話、もしくは裏面の予約申込書にて
希望日時等をお知らせください。**

その他 **事前予約制 ・秘密厳守 ・相談無料**

原則、事前予約が必要です。ただし、空き状況に応じて、当日申込も受け付けます。

2024
(令和6)年度

専門家相談 開催カレンダー

相談会開催日



※ご相談内容によっては、お断りする場合があります。予めご了承ください。(都合により、日程・曜日が変更になる場合がございます。原則、事前予約が必要です。)

『働き方改革』相談窓口 予約申込書

FAX 079-222-6005 (中小企業相談所 行)

※FAXは切らずにそのまま送信してください。

上記カレンダーをご確認の上、ご希望の相談内容・相談日時をご記入ください。(先着順)

事業所名			業種		従業員数	人
所在地	〒 ー		TEL	()		
		FAX	()		
相談者名			役職			
相談希望日時	月	日 (火曜日)	●13:00~ ●14:00~ ●15:00~ ●16:00~ ※ご希望の時間帯に○をつけてください。	相談内容		